

## 主要な業務の内容

### (A) 預金業務

#### (a) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金などを取り扱っています。

#### (b) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っています。

### (B) 貸出業務

#### (a) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。

#### (b) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っています。

### (C) 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っています。

### (D) 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

### (E) 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っています。

### (F) 外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。

### (G) 社債受託及び登録業務

担保付社債信託法による社債の受託業務、公社債の募集受託及び登録に関する業務を行っています。

### (H) 金融先物取引等の受託等業務

金融先物・オプション取引、証券先物・オプション取引の受託及び金利先物取引・為替先物取引業務を行っています。

### ■主な預金等

商品名	期間	お預入金額	利率	ATM		
				お預入	ご解約	
スーパー定期	単利型・複利型	1円以上 300万円未満	固定金利	○	○	
スーパー定期 300		300万円以上	固定金利	○	×	
自由金利型 定期預金	単利型	1,000万円以上	固定金利	×	×	
定期預金	期日指定 定期預金	最長3年 (据置期間1年) 300万円未満	固定金利	×	○	
	据置定期預金 (フリーポケット)	最長5年 (据置期間6ヵ月) 1,000万円未満	固定金利	○	○	
	変動金利 定期預金	3年	1円以上	変動金利	×	○
	自動つみたて 定期預金 (ハーモニー)	目標日を定める (目標日指定型) 目標日を定めない (自由型)	1回1円以上 口座振替は 5,000円以上	固定金利	○	×
ヒット	据置期間1ヵ月	10万円以上	変動金利	○	○	
信託	スーパーヒット	据置期間1年	10万円以上	変動金利	○	○
	金銭信託	2年以上5年未満 または5年以上	5,000円以上	変動金利	○ (追加式)	×
	財形信託	積立期間3年以上 信託期間5年以上	1,000円以上	変動金利	×	×
貯蓄預金	貯蓄預金	定めなし	1円以上 基準残高 10万円以上	変動金利	○	キャッシュ カードで お引出し できます
	外貨預金 (外貨の達人)	米ドル建て 普通預金	定めなし	10米ドル または1000円 相当額 付利最低残高 1000米ドル	変動金利	キャッシュカ ードで円預金 とお振替えで きます
債券	国債	・額面5万円以上から・期間はお問い合わせください・債券を銀行でお預りする場合は保護預り手数料(年間1,260円)が必要です				

※単利型 【定型方式】1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年・7年・10年

【期日指定方式】1ヵ月超5年未満で上記以外のもの

※複利型 【定型方式】3年・4年・5年・7年・10年

【期日指定方式】3年超5年未満で上記以外のもの

※ATM ○お取り扱いしています ×お取り扱いしていません

※ATMでの解約をご利用の場合、別途「ATM解約サービス」のお申込みが必要です。なお、ATMでの解約(解約予約)時の元金が100万円以下で、総合口座通帳の定期・信託に限ります。

※信託は中途解約の場合、手数料が必要です。

※ヒット・スーパーヒットは元本の補てん契約はありませんが、当行が責任をもって運用いたします。(預金保険の対象外となっています)

※〈ATM外貨預金振替サービス〉のご利用に際しては事前にお申込みが必要です。

### ■主なローン

	お使いみち	ご融資期間	ご融資金額	金利	担保	保証料
住宅ローン 「ロングプラン」	住宅 (中古含む) 宅地の購入、 新築、増改築	1~35年	50万円 ~6,000万円	変動 固定	必要	必要
				(お借入後も 切替え できます)		
住宅ローン 「借り換えプラン」	借り入れ中の 住宅ローンの 返済資金、 借り換えの 際の諸費用	5~35年	50万円 ~6,000万円	変動 固定	必要	必要
				(お借入後も 切替え できます)		
ダイワ すまい・るパッケージ (住宅金融公庫 協調融資制度)	住宅の購入	1~35年	10万円 ~5,000万円	変動 固定	必要	必要
				(お借入後も 切替え できます)		
ダイワペロリクラブ 専用住宅ローン	住宅の購入	1~45年	50万円 ~6,000万円	変動 固定	必要	必要
				(お借入後も 切替え できます)		
住宅リフォーム ローン	住宅の増改築	1~10年	10万円 ~500万円	変動	不要	不要
ダイワ 住宅諸費用プラン	住宅購入の 際の諸費用	1~35年	10万円 ~500万円	変動	必要	必要
公的融資つなぎ ローン	公的融資を 受けるまでの つなぎ資金	資金交付まで 11ヵ月以内	公的融資の 貸出予定 金額内	固定	不要	不要
新型教育ローン	教育資金	6ヵ月~10年	10万円 ~500万円	変動	不要	不要
ダイワアパート ・マンションローン	賃貸住宅の 建築・ 増改築	1~30年	100万円 ~3億円	変動 固定	必要	必要
				(お借入後も 切替え できます)		
大型フリーローン 「マイライフ」 (不動産担保型)	暮らしの 資金にご利用 いただけます	1~30年	100万円 ~3億円	変動	必要	必要
フリーローン 「マイセレクトII」		6ヵ月~7年	10万円 ~500万円			
カードローン		1年自動更新	10万円他			

※ローンご利用に際しては当行所定の基準がございます。

※上記のすべてのローンはダイワすまい・るパッケージを除き当行指定の保証会社の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

(1) 信託業務

(a) 金銭信託

信託引受の際に信託財産として金銭を受け入れ、これを貸付金、有価証券等に運用し、信託終了の際は金銭をもって受益者に交付する信託です。

○指定金銭信託

金銭信託のうち、信託財産たる金銭の運用方法を貸付あるいは公社債への投資等契約により委託者が指定するものです。

(b) 財産形成給付信託

財産形成給付金信託契約に基づき、企業より拠出される掛金を信託財産として受け入れ、これを契約により委託者があらかじめ指定するものに運用することによって従業員等に給付金を支給する信託（財産形成給付金信託）と、財産形成基金信託契約に基づき、勤労者財産形成基金より拠出される掛金を信託財産として受け入れ、これを契約により委託者があらかじめ指定するものに運用することによって基金の加入員等に給付金を支給する信託（財産形成基金信託）です。

財産形成給付金信託および財産形成基金信託で受託した信託金の効率的な運用を図るため財産形成投資基金信託に再信託し、貸付、公社債等に投資運用することもあります。

(c) 金銭債権の信託

金銭債権の管理、処分および資金調達等を目的とする信託であり、現在では銀行の保有する貸付債権の信託、企業が保有する売掛債権やリース債権等の信託がこの形態で利用されています。

(d) 土地およびその定着物の信託

不動産信託ともいわれ、土地、建物等の管理または処分を目的とする信託です。

(e) 地上権の信託

地上権の保全活用を目的とする信託です。

(f) 土地の賃借権の信託

土地の賃借権の保全活用を目的とする信託です。

(g) 包括信託

信託引受の際に信託財産として、財産の種類（金銭、有価証券、金銭債権など）を異にする二つ以上の財産を一信託契約により受け入れる信託です。

(h) 信託代理店業務

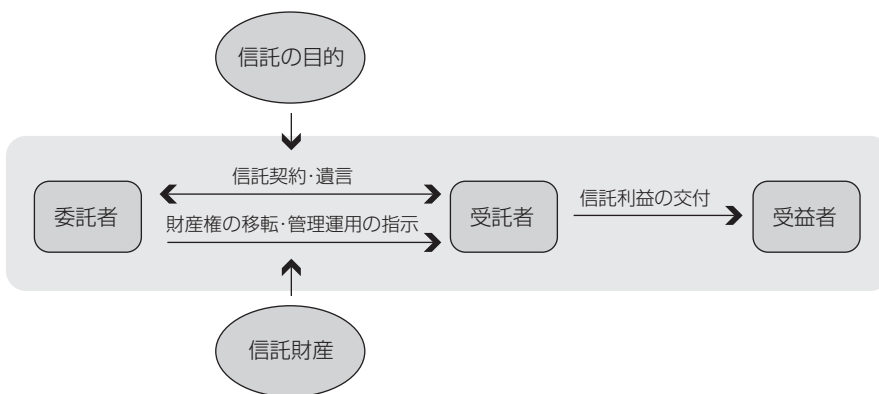
大和銀信託銀行の信託代理店として取り扱う業務です。

- ・年金信託
- ・特定金銭信託
- ・単独運用指定金銭信託等

■信託の仕組み

信託とは、財産権を有する人（委託者）が、自分の信頼する他の人（受託者）に財産（信託財産）を引き渡し、一定の目的（信託目的）に従い、委託者本人または第三者（受益者）のために、その信託財産の管理や運用等を委託する制度のことです。

このように信託では相手への信頼が前提となっていることから、受託者には、信託法において、例えば、信託財産を受託者の固有財産や他の信託財産とは分別して管理しなければならないこと（分別管理義務）や、信託の目的に従って善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならないこと（善管注意義務）などの厳しい義務が課せられています。



## (J) 附帯業務

### (a) 代理業務

- 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 中小企業退職金共済事業団等の代理店業務
- 中小企業金融公庫等の代理貸付業務
- 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務

### (b) 保護預りおよび貸金庫業務

### (c) 有価証券の貸付

### (d) 債務の保証（支払承諾）

### (e) 金の売買

### (f) 公共債の引受

### (g) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

### (h) 損害保険の窓口販売

### (i) コマーシャル・ペーパー等の取扱い

### (j) 不動産売買の媒介

### (k) 不動産貸借の媒介

### (l) 不動産の鑑定評価

### (m) 金銭貸借の媒介

### (n) 財産に関する遺言の執行

### (o) 次の事項に関する代理業務

○財産の取得、管理、処分または貸借

○財産の整理または清算

○債権の取立

○債務の履行

### (p) スポーツ振興投票業務

スポーツ振興投票業務の受託金融機関として、受託業務全般の管理・監督や資金の管理・運用などを行っています。

## ■プライベートバンキング業務

### コンサルティング業務

大和銀行では信託の機能とノウハウを活かし、お客様それぞれのお悩みについてご相談をお受けしています。さらに、個人部プライベートバンキング室の専門スタッフが、以下のような高度で専門的なコンサルティングを行っています。

#### ○財務コンサルティング

遺言書の作成など相続・贈与の問題について、豊富な経験と試算システムを活用してお応えします。

#### ○資金運用コンサルティング

お手持ちの金融資産を分析して、よりバランスの取れた資産のポートフォリオや運用をご提案します。

#### ○事業承継コンサルティング

自社株の評価を通じ、スムーズな事業承継のためのプランを、相続とも絡め策定させていただきます。

#### ○不動産コンサルティング

不動産のよりよい活用について、資金の調達や相続などへの影響も含め、ご相談に与かります。

### 財産管理業務

#### ○財産総合管理口座

預金通帳、証書、有価証券、保険証券、不動産権利証などを安全にお預りし、資産の期日管理なども行います。

#### ○遺言信託

遺言についての相談から、遺言書の作成、保管などを行い、相続開始にあたって遺言執行者となる場合は、財産目録の作成、遺産の収集、遺産名義の変更などによって、遺産の分配を行います。

#### ○遺産整理

ご遺族の委任を受け、残された財産の調査や収集、目録の作成などを行い、煩雑な遺産分割手続も代行させていただきます。

## ■不動産業務

### 不動産仲介

大和銀行の不動産仲介業務は、「本社ビル用地を取得したい」「工場・倉庫用の物件がほしい」「社宅・独身寮向きの物件を探している」「新しい家には買い替えたが、不動産を購入したい、売却したい」というお客様に、業務用から住宅まで当行ならではの豊富で良質な情報を提供させていただきます。

また、住宅仲介については、不動産業務提携会社との連携により、きめ細かいサービスに努めています。

### 販売提携

当行では、お客様の持家取得ニーズにお応えできるよう、実績のある不動産会社各社と販売提携を行い、新築マンション、戸建住宅、宅地などの販売・斡旋を行っています。

購入資金のご融資手続きも含め、お申込みからお引渡しまで、トータルのサービスで安心しておまかせいただけます。

### 土地信託・有効利用コンサルティング

不動産の有効利用については、等価交換方式・土地信託方式などさまざまな手法がありますが、当行では、事業計画を進めるうえで、社会性・公共性に十分配慮した開発業務を行っています。

そのなかで、地方公共団体や民間企業が推進する土地信託を活用したプロジェクトに参加し、「ビッグステップ（中央区西心斎橋土地信託事業）」など、多くの実績を重ねてきました。

### 不動産の証券化

不動産管理処分信託などの手法により、お客様の保有する不動産の証券化を行っています。

資金調達手段やオフバランス化による財務指標の改善策として、お客様のニーズにお応えします。

### 鑑定評価

不動産の価値は、そのときどきの経済動向、立地条件と周辺環境の変化などの要因が組み合わされて決定されます。

不動産の売買・交換、資産の評価、不動産の証券化などさまざまな場面で、不動産の適正な価格の把握が必要になりますが、そのようなときには、当行の経験豊かな不動産鑑定士が不動産の価格を適正に評価させていただきます。